

瀬戸市春雨墓苑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第10号

瀬戸市春雨墓苑条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市春雨墓苑条例施行規則（昭和45年瀬戸市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>2 前項の春雨墓苑墓地使用許可申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>(墓地永代使用料の還付)</p> <p>第11条 条例第17条ただし書の規定により<u>墓地永代使用料を還付することができるときは、条例第11条の規定により墓地を返還する場合であって、当該墓地に墳墓等を設けなかったときとする。この場合において、条例第8条の2第2項の規定により墓地永代使用料を分納によって納付しているときは、市長が別に定めるものとする。</u></p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>2 前項の春雨墓苑墓地使用許可申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>火葬許可証若しくは改葬許可証又はこれらに類する書類</u></p> <p>(3) <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>(墓地永代使用料の還付)</p> <p>第11条 条例第17条ただし書の規定により<u>還付することができる墓地永代使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第11条の規定により墓地を返還する場合であって、当該墓地に墳墓等を設けなか</u></p>

<p><u>2</u> 前項前段の規定により還付することができる墓地永代使用料の額は、既に納付した墓地永代使用料の2分の1に相当する額とする。</p> <p><u>3</u> <省略></p>	<p>ったとき 既に納付した墓地永代使用料（以下「既納使用料」という。）に相当する額</p> <p>(2) 条例第11条の規定により墓地を返還する場合であって、当該墓地に墳墓等を設けたとき 既納使用料の額の2分の1に相当する額</p> <p><u>2</u> <省略></p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の瀬戸市春雨墓苑条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の許可に係る墓地永代使用料の還付から適用し、同日前の許可に係る墓地永代使用料の還付については、なお従前の例による。